

公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

2025年10月1日

独立行政法人 日本貿易振興機構

副 理 事 長 片 岡 進

1. 調達内容

- (1) 案 件 名 2026年1月～12月定期刊行物等購入
- (2) 調達案件の仕様等 公募説明書による。
- (3) 履行期間 2026年1月1日から2028年2月29日まで。
- (4) 納品場所 公募説明書による。
- (5) 公募方法
 - ①タイトルごとに最低価格を提示した者を発注先とするので、見積金額を記載した書類（以下「見積書」という。）をもって申し込むこと。
 - ②応募者は、見積書提出後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉3丁目2番2号
日本貿易振興機構 アジア経済研究所学術情報センター図書館情報課情報企画班 担当 竹内
TEL : 043-299-9706 E-Mail : LIA@ide.go.jp
- (2) 公募説明書の交付場所
本公告の日から日本貿易振興機構ホームページ上にて交付。
- (3) 見積書の受領期限
2025年10月16日（木）16時00分（郵送等による場合は必着のこと。）
- (4) 公募結果通知
書面により通知する。

3. その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 応募者に要求される事項
応募者は、公募結果通知日の前日までの間において、日本貿易振興機構より当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 契約書作成の要否 要。
ただし、1者につき発注金額の合計が250万円未満の場合には作成を省略することができる。
- (4) 詳細は公募説明書による。
- (5) 本調達案件は、2026年度以降に関わるものであるため、予算等の都合による履行期間の変更又は案件の取り止めを行うことがあり得る。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）